

議案第11号

勝山市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、勝山市道路線を下記のとおり廃止するため、同条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定によって、議会の議決を求める。

記

番号	路線名	起 点	終 点	延長 m	幅員 m
1	市道 1-15 号線	勝山市北郷町伊知地 54 字 6 番地先	勝山市北郷町伊知地 55 字 26 番地先	134.1	2.2~3.3
2	市道 9-33 号線	勝山市平泉寺町大渡 9 字 41 番 2 地先	勝山市平泉寺町大渡 9 字 21 番地先	183.0	2.0~2.6
3	市道 9-36 号線	勝山市平泉寺町大渡 21 字 34 番 2 地先	勝山市平泉寺町大渡 21 字 39 番 1 地先	60.2	3.4~3.9
4	市道 9-37 号線	勝山市平泉寺町大渡 17 字 14 番 1 地先	勝山市平泉寺町大渡 21 字 7 番 2 地先	292.3	2.0~3.7

平成29年6月9日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

一般交通の用に供する必要がなくなったため、この案を提出する。